資料２－２

参考資料 「速やかに講ずべき事項」の実施状況について

別紙１　監査の強化①

別紙２　監査の強化②

別紙３　旅客船の安全に関する通報窓口の設置

別紙４　船舶検査の実効性の向上①

別紙５　船舶検査の実効性の向上②

別紙６　本省・運輸局における課題共有と意識向上

別紙７　国による安全情報の提供の拡充

別紙８　事業者による安全情報の提供の拡充

監査の強化①

別紙1

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年8月末までに

・抜き打ち・リモートによる監視を積極的に実施し、事業者に対する監視を強化する。

抜き打ち・リモートによる監視強化 ＜開始済＞

○無通告による監査の積極的な実施により、運航実態を的確に把握。

○リモート（電話、Web会議、メール等）による監査の積極的な実施により、事業者に接する頻度を高め、運航管理体制を継続的に把握。

○その他、官署への呼び出しによる監査も可能とし、第三者（通報窓口、JCI、地域協議会等）からの情報も活用。

○無通告による監査等の実施により、以下の課題等が見受けられた。

- ➢運航実態を把握できる反面、担当者不在により監査項目が限定され、後日、再監査が必要となることもある。
- ➢事業者に突然立入りを行う無通告による監査は、事業者への配慮に欠けているという声が見受けられる。
- ➢事業者に突然連絡するリモートによる監査は、旅客応対中や出入港間際には電話対応できないとの声が見受けられる。

⇒今後は、より効率的・効果的な監査のあり方を検証しつつ、監査に対する事業者の意識を変えることが必要。

無通告による監査やリモートによる監査を積極的に実施

（監査の種類）

通常監査

特別監査

監査の強化②

別紙2

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年8月末までに

・監査の際に、無線設備の実際の通信状況を適切な方法により確認する。

・行政処分や行政指導を行った事業者に対し、抜き打ち・リモートによる監視も活用しつつ、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップを行う。

監査時や届出時における通信状況の確認 ＜開始済＞

〇安全管理規程に記載された通信設備について、監査時や届出時に実際に通信を行う等により、通信可能であることを確認。

〇携帯電話については、監査時や届出時に航路全体が携帯会社の通信エリア図内にあることを確認。

〇業務用無線については、届出時に無線従事者免許や無線局免許の受有状況等を免許証等により確認。

指導事項のフォローアップ ＜開始済＞

〇指導事項に対する事業者からの改善報告書の提出があった場合、改善状況を確認するための立入監査を確実に実施し、改善措置を全て確認できるまで監査を実施。

〇改善を確認できない場合は、原則、行政処分（安全確保命令、事業停止命令、事業許可取消）を実施。

旅客船の安全に関する通報窓口の設置

別紙3

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年8月末までに

・法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置する。

・法令違反の疑いの通報等を踏まえ、法令違反や事故リスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。

通報窓口の設置 ＜開始済＞

〇各地方運輸局に通報窓口を設置し、旅客船※について、安全運航に問題があると思われる情報に関する通報をメール等により受け付ける。

※　１人以上の旅客を運送する事業に供するものを「旅客船」とする。

【通報内容（例）】

・A社が、波が荒いにもかかわらず、出航している。

・B社の船長の操船が拙く、危険な思いをした。

・C社の船舶の定員を超過していると思われる。

〇通報等の状況を勘案し、運航労務監理官による監査等を実施する。

〇監査により法令違反等の事実が認められた事業者に対しては、行政処分又は行政指導を行う。

船舶検査の実効性の向上①

別紙4

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年8月末までに
・国からJCIに対し、行政処分情報等を提供することとし、JCIは当該情報を活用し、注意を要する事業者に対する船舶検査をとりわけ慎重かつ入念に行う。

監査と船舶検査間での情報の活用 ＜開始済＞

○ 国とJCIの間で監査情報・船舶検査情報を共有することにより、それぞれにおける指摘事項の有無や内容等、注視すべき観点を事前に把握し、監査・船舶検査に活用。

○ 特に、注意を要すると考えられる事業者については慎重かつ入念な監査・船舶検査の実施に繋げる。

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年8月末までに
・JCI検査員が検査を行う現場に随時国の職員が立ち会い、JCIによる検査方法の妥当性を実地でチェックする。

国によるJCIの監督強化 ＜開始済＞

○ JCI検査員が検査を行う現場に国の船舶検査官が立ち会い、JCIによる検査方法の妥当性を実地でチェックする。

○ 実地のチェックは、令和4年度末までに、全国に31存在するJCIの支部すべてに対し行う。

○ チェックの結果を踏まえてJCIの業務改善等を図り、船舶検査の実効性向上に繋げる。

船舶検査の実効性の向上②

別紙5

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年9月末までに
・JCI の検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止する。
・検査方法については全て国による認可を求めることとし、現在のJCI の検査方法全体を見直した上、国が認可する。

JCI検査方法の見直し・認可
＜令和4年9月末まで＞

○　国の検査方法とJCIの検査方法を比較しつつ総点検を行い、まず緊急に見直しが必要な、平水区域以外を航行区域とする小型旅客船の検査方法の強化案について、JCIがパブリックコメントを募集（～9/23）。９月末までに認可予定。

見直し案の概要

対象：平水区域以外を航行区域とする小型旅客船
（海上運送法の許可事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は特定不定期航路事業）の用に供するもの。）
施行：令和5年1月1日

① 船体上架の実施
定期検査・中間検査において、船体を上架した状態で、船体の健全性確認を行う（船底を含め船体全体を確認可能）。

② 効力試験の省略措置を撤廃
定期検査・中間検査において、主機関、排水設備及び操舵設備の効力試験（動作確認）を毎回実施する。

③ 検査回数の増加
定期検査・中間検査において、下記について省略する回数を減らし、検査回数を増加する。
○電気機器・電路の絶縁抵抗試験
○小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備（展張しての外観点検）

④ その他
下記について、それぞれ検査方法の適正化を行う。
○水密性確認のための射水試験（出入口、ハッチ）
○消火器（消火剤の有効期限を確認）
○2時間限定沿海船の航行区域の適正化

本省・運輸局における課題共有と意識向上

別紙6

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

本省海事局幹部が現場に足を運び、地方運輸局の現場職員との対話等を通じて、両者の意識改革、意思疎通を徹底する。

意見交換の実施 ＜開始済＞

○6月下旬から7月上旬にかけて、海事局幹部が地方運輸局を訪問する等して、監査のあり方等に関する意見交換を実施。

○今後も意見交換を定期的に実施し、監査のあり方等について継続して議論。

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

事業用自動車の監査部門との人事交流・研修への参加等を通じ、運航労務監理官の専門性の向上を図る。

自動車監査や研修への参加 ＜開始済＞

○本省自動車局及び海事局との間で人事交流を実施。

○6～7月に全国各地で実施された貸切バス事業者への街頭指導において、各運輸局の運航労務監理官が立ち会い（20か所、31人）、見学を実施。

○6月20日～23日に実施された自動車監査業務研修において、各運輸局及び本省の運航労務監理官が聴講生（67名）として参加。10月に開催予定の研修にも参加予定。

国による安全情報の提供の拡充

別紙7

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

令和4年8月末までに
・行政処分に加え、安全関連法令違反に対する行政指導についても、国による公表対象に追加する。
・行政処分等の公表期間を2年から5年に延長する。

安全情報の提供の拡充 ＜開始済＞

○旅客船事業者を対象に、８月末以降、以下のとおり公表を行っていくこととした。

①国交省ネガティブ情報等検索サイト
・行政処分事案に加えて、行政指導事案も公表対象とするとともに、公表期間も2年間から5年間に変更。
・過去5年間（平成29年８月末～）の行政処分・行政指導をさかのぼって公表し、その後は順次更新中。

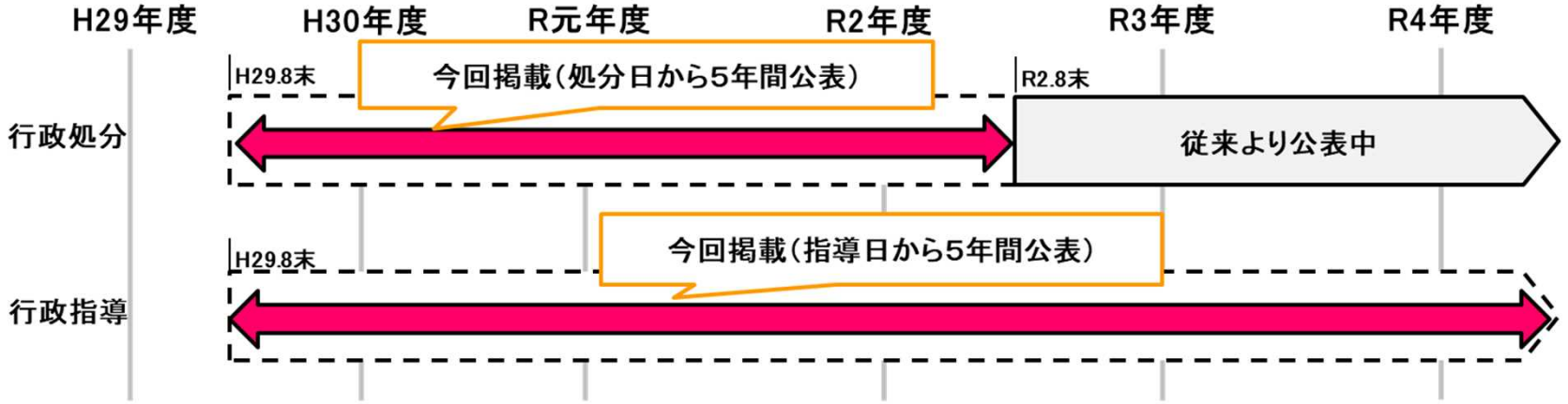

	H29.8～	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4.4～	【合計】
行政処分件数	2	2	3	2	2	2	13
行政指導件数	13	14	12	15	12	13	79

（R4.8.31時点）
合計92件を公表

②各地方運輸局によるプレスリリース
・行政処分に加えて、行政指導もプレスリリースしていくこととした。

事業者による安全情報の提供の拡充

別紙8

知床遊覧船事故対策検討委員会　中間取りまとめ（抜粋）

事業者が公表する安全情報について、法令による義務化までの間、小型旅客船事業者が自ら行う安全情報の提供に係る指針を策定し、救命設備や緊急時の通信手段等に係る情報提供を促進する。

安全情報の提供に係る指針の策定
＜中間取りまとめ前に取組済＞

○検討委員会の議論で合意を得た事項のうち、中間取りまとめを待たずに実施が可能なものは順次具体化していくこととしており、６月末には「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」を策定・公表した。

○指針では、小型旅客船の利用者が、事業者の安全に関する取組状況を把握し、安心して事業者を選択できる環境の整備をすべく、安全に係る情報の提供を推奨する事項として、インターネット等で提供する事項、船内における表示・アナウンス事項を、記載例とともに示した。

安全に係る情報の提供を推奨する事項

1. インターネット等で提供する事項
（自社HPに掲載。自社HPがない場合、ターミナル・営業所等で掲示。SNSの活用も可。）

① 安全に係る設備（救命設備、無線設備等）

② 緊急時の通信手段（衛星電話/無線電話/携帯電話の別）
※他に搭載設備があれば記載

③ 船舶検査の受検状況（直近受検した船舶検査の受検年月日）

④ 損害賠償保険に関する内容（賠償限度額、契約期間）

⑤ 上記①～④の他、安全性向上に向けた自主的な取組
（他事業者との連絡体制、自主的な船舶点検、避難訓練　等）

2. 船内における表示・アナウンス事項　※ターミナル・営業所・待合室等で掲示でも可

①運航可との判断に至った情報

②気象・海象による運航中止の基準

③緊急時の対応等
（当該船舶に搭載している救命設備・避難に関する説明等）

上記①～③のほか、必要に応じた事項

●救命具の設置場所・扱い方

●航路特有の説明